

随時公表を行う際の一工夫

令和7年7月16日（水）
ナスバ・自動車アセスメント部



随時公表を行う際の一工夫

1. 背景（提案理由）

自動車アセスメントの結果公表については、ユーザーへ有益な情報を一早く情報を伝えるべく、令和3年度（2021年度）より車種毎に評価結果が確定したものから順次行う随時公表を実施している。一方、例年5月にファイブスター大賞等の表彰式を行っているが、既知の情報であるため、ニュース性の乏しさは否めず、メディアに積極的に取り上げられにくい状況である。

このような問題意識の下、令和6年度第3回メディアWG（令和7年3月3日）において、WG事務局であるナスバから、ユーザーに対する結果公表の速達性は現状を維持しつつ、ファイブスター大賞の価値と注目度の向上を図るため、「随時公表時において5★の車種については、星の数及びレベル表示に留め、総合得点等は公開しないこととしてはどうか」との提案を行った。

2. メディアWGでの議論

令和6年度第3回メディアWG（令和7年3月3日）及び令和7年度第1回メディアWG（令和7年6月23日）でご議論を頂いたところ、以下の内容で承認を頂いた。

- 随時公表時において、5★のみならず4★以下についても、星の数及びレベル表示に留め、総合得点等は公開しない。
- ファイブスター大賞の特定につながる総合得点等の公表及び発表は表彰式にて実施する。

3. 今後の予定

令和7年度の随時公表より実施する。

以上

令和7年7月16日
ナ ス バ
(独立行政法人自動車事故対策機構)
自動車アセスメント部

「独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則」の改正概要

I. 背景

- ◆ 技術検討ワーキンググループにおいては、自動車等の安全性能評価に関し優れた識見を有する者を委員として委嘱しているところであるが、今後、当該委員だけでは十分な審議ができない場合（例えば、次世代対応の事故自動緊急通報装置に係る審議において、救命・医療機関側の意見を聴取する必要がある場合等）も想定される。その場合に備え、委員以外の有識者に対して、必要に応じて、意見聴取ができるよう措置する。【Ⅱの1関係】
- ◆ 令和6年度に導入した交差点での衝突被害軽減ブレーキの評価をはじめ、予防安全性能試験の試験項目の増加に伴い、試験日数が近年増えており、年間で評価を行える最大の車種数が限られてくる。このため、販売上位の車種を選定する当局選定を優先する取扱いの導入を含め、委託選定に係る運用（チャイルドシートに関するものを含む。）を明確化する。【Ⅱの2関係】

Ⅱ. 改正概要

1. 委員以外の有識者に対する意見聴取

(1) 「参考人」の新設【第3条第4項等関係】

座長が必要と認める場合は、委員とは別に、審議事項について学識経験又は高度の専門的知識を有する者を「参考人」として招致し意見を求めることができることとし、「独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則」（以下「実施細則」という。）第3条に新設した第4項で同旨を規定する。

2. 当局選定を優先する等のための委託選定に係る運用の明確化

(1) アセスメント試験対象となる車種及び機種の明確化【第8条第2項関係】

現在、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条第1項の規定による自動車の型式及び同法第75条の3第1項の規定による装置の型式について、国土交通大臣による指定を受けたものに対して評価するという運用を行っているところであるが、実施細則に明確な規定がないため、実施細則第8条に新設した第2項で同旨を規定する。

(2) 委託選定の申請の締め切りの前倒し【第10条（2）①関係】

自動車の委託選定については、現在、その申請の締め切りを12月末日としているが、仮に12月末日までに申請があった場合、その翌月である1月早々に試験を開始しても2月末日までに全ての試験を終了する日程調整は困難である。このため当該申請の締め切りを1ヶ月前倒しし、締め切り期日を11月末日とすることを実施細則第10条（2）①に規定する。

(3) 当局選定の優先【第11条第1項関係】

委託選定の申請の対象となる車種及び機種に係る要件を明確化する。

具体的には、以下のとおり。

- 第1項(1) …車種又は機種が、実施細則別紙2（自動車アセス対象車種（委託選定）の選定）又は別紙4（チャイルドシートアセス対象機種（委託選定）の選定）に規定する対象範囲に合致している旨を規定する。
- 第1項(2) …年間で評価を受けられる車種数が限られており、委託選定の制限を設けず受けることは難しいことから、「当局選定」を優先に試験の日程を調整する旨を規定する。
- 第1項(3) …委託選定試験日程において確実に試験ができ、当局選定試験日程に影響を与えない体制等があること。
- 第1項(4) …委託選定の申請があった中で販売実績等が上位になると見込まれることを規定する

(4) 委託選定の申請が受理できないときの通知【第11条第2項関係】

機構は、申請を受理できないときは、申請者あてその旨通知するものとする。この場合、予め自動車アセスメント評価検討会における審議を経るものとする。

(5) 当局選定と委託選定で車種を選定できる期間の整合【別紙2及び4関係】

実施細則別紙1（自動車アセス対象車種（当局選定）の選定）においては、当局選定は、原則として、対象車両の発売月から選定対象期間末までに3年間を超えたものは選定の対象としないと記載がある。一方で実施細則別紙2（自動車アセス対象車種（委託選定）の選定）においては、委託選定の対象について、発売後の期間の限定を置いていなかったため、整合性を図り、別紙2にも3年間の限定を置くこととする。あわせて各要件を各号列記とする。

別紙4（チャイルドシートアセス対象機種（委託選定）の選定）についても、別紙2と合わせて、各要件を各号列記とする。なお、チャイルドシートに関しては、一般的には自動車よりもモデルサイクルが長いことから、当局選定及び委託選定ともに3年間の限定は不要とする。

(6) その他

その他、所要の改正を行う。

Ⅲ. スケジュール

令和7年7月16日 令和7年度第1回自動車アセスメント評価検討会による審議。
同検討会において承認を頂ければ、速やかに適用開始。

以上